

令和 7 年度部活動活動方針

武雄市立山内中学校

1. ねらい

部活動とは、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に係わる様々な人々や関連する各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化に親しむことで未来を担う生徒の育成を目指す。

2. 設置部活動

【運動部】 バスケットボール部(男子)、バレーボール部(女子)、
野球部(男女)、ソフトテニス部(女子)、卓球部 (男子)、陸上部 (男女)、剣道部(男女)、
【文化部】 吹奏楽部(男女)、美術部(男女)

3. 実施計画

(1) 運営

- ① 顧問は、年間の活動計画（休養日、参加予定大会日程等）並びに月間の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ② 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「年間・月間の活動計画」等を具体的に示す。

(2) 休養日

- ① 学期中は、平日は少なくとも1日以上、土曜日・日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週当たり2日以上休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。
- ② 以下を武雄市立中学校共通の「部活動の休養日」とする。
 - ・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」である毎月第3日曜日。
 - ・市教育委員会が毎年度定める「学校閉庁日」。
- ③ 定期テスト前後の休養日は、中間テストは3日前、期末テストは5日前からテスト最終日までとする。但し、大会前で練習が必要な場合は、その旨を申し出、全職員の承認を得る。
- ④ ①の休養日は、②及び③の休養日をもって充てることができる。この場合において、2週間の期間で休養日を合計4日以上確保することを前提に、当該休養日の直前又は直後の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。
- ⑤ ①から④までにかかわらず、部として目標とする重要な大会等*の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

※ 部として目標とする重要な大会等とは、中学校体育連盟が主催又は共催する大会等（当該大会等に向けて必要と認める〔シード権に係わる〕大会等を含む。）、日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位（県・九州・全国）の大会等につながる大会等、吹奏楽連盟が主催又は共催する大会等その他の部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会等とする。各部活動毎に重要な大会について年間計画に明示する。

(3) 活動時間

- ① 活動（練習・試合）にあたっては、生徒の身体的・精神的負担が著しく過重でなく、日常の学校生活や正規の授業に影響がないようにする。
- ② 1日の活動時間は、学期中の平日は2時間程度、週末及び長期休業中は3時間程度とする。ただし、大会等については、大会等の日程に伴い、3時間程度を越えて活動することができる。また、部として目標とする重要な大会等の直前の時期には、活動時間を延長することができる。
- ③ 各部活動の特性、季節による日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振ることができる。例えば、冬季には下校時刻が早まることから、平日の活動時間を短くして週末等の活動時間を長くすることや、活動頻度を週4回以下として1日あたりの活動時間を長くすることができる。

(4) 練習時間

- ① 次の活動の終了・下校時刻を厳守する。

月	練習終了時間	下校完了時間
4・5・6・7・8	18:00	18:15
9 上（1～15 日）	17:45	18:00
9 下（16～30 日）	17:30	17:45
10	17:15	17:30
11	17:00	17:15
12	16:45	17:00
1 上（1～15 日）	17:00	17:15
1 下（16～31 日）	17:15	17:30
2	17:30	17:45
3	17:45	18:00

※時間割の変更等に合わせて、終了時間、下校時間は変更します。

※R7.3 月改定

- ② 下校時間厳守のため、練習後の後始末も活動時間に含む。
- ③ 終了時間については、天候、感染症予防等により適宜変更する場合もある。

(5) 練習時間の延長

- ① 大会前でどうしても練習時間の延長が必要な場合は、時間延長を申し出、全職員の承認を得る。
- ② 延長時間は、大会前の1週間前から最大1時間とする。（練習試合は含まない）
- ③ 練習時間を延長する場合は、練習に必要な人数で実施し、保護者に必ず連絡をとっておくこと。また、生徒の安全を確保するため下校指導も徹底する。

(6) 入部

- ① 新入生の正式入部までの流れ
 - ・見学、体験期間 → 部活動紹介の日を含む3日間
 - ・仮入部期間 → 見学・体験期間後から翌週金曜まで
 - ・入部申請 → 仮入部期間に準ずる
- ② 仮入部期間の活動は顧問に任せるが、17時15分までの活動とし顧問不在の場合は活動させない。
- ③ 入部申請は、2・3年生と同じ様式でおこなう。
- ④ 入部申請を提出して、正式入部とする。（1年生の5月中の活動は17時30分までとする）

- ⑤ 部活動と地域クラブ活動を兼ねて活動することは可。この場合は以下のことを周知し、理解させたうえで入部申請を進めること。
- ア. 地域クラブ活動と部活動の活動予定が重ならない場合には、勝手な欠席などはせず、しっかりと部活動に参加すること。
- イ. 学校・各部活動の決まりを守り、部活動の一員であることを自覚すること。
- ウ. 部費の取り扱いについては、保護者会の決まりに従うこと。
- エ. 各種大会に参加する場合には、部活動と地域クラブ活動の二重登録等にならないように気を付けること。

(7) その他（申し合わせ事項）

- ① 部活動の時間内は、顧問が指導にあたり、生徒の実態を考慮し事故のないようにする。顧問が不在の場合は、原則として活動しない。
- ② 出張等で全職員が不在の場合は、練習を中止する。
- ③ 休日（土・日・祝・長期休業等）の場合も生徒の実態を考慮して計画を立て、不在の場合は活動しない。また、長期休業中の練習の場合は、職員室に届け出る。
- ④ 本人、保護者が希望して自主的に入部した生徒の集団であるので、問題等が起こった場合は、それぞれの部で、顧問を中心に問題処理にあたる。
- ⑤ 校則違反が続く部があれば、練習を停止することもある。
- ⑥ 給食がない場合は、弁当を持参する。もし準備ができない場合は、家の人に届けてもらう。それもできない場合は、顧問に相談する。
- ⑦ 弁当は教室で食べる。（部室では飲食しない。）
- ⑧ 休日（土・日・祝・長期休業等）の練習で、ヘルメットをきちんと着用し、交通ルールを守る者については、自転車での登校を認める。
- ⑨ 顧問会議を定期的に行い、部活動の適正な運営にあたる。